

心身障害者福祉 手当などの支払

○20歳以上65歳未満で、心身につきのいずれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

①身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方

②愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方

③脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方

【都制度】

・月額 1万5500円

身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1～3度の方など

【町制度】

・月額 1万6000円

身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方

【町制度】

・月額 6400円

身体障害者手帳4級の方

*ただし、所得制限があります。

○精神障害者保健福祉手帳

1級または2級の交付を受けている方

【町制度】

・月額 5000円

◎令和元年12月～令和2年3月分を4月15日に指定の口座へ振り込みます。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

第十一回特別弔慰金が支給されます

戦没者の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合に、額面25万円、年5万円で5年償還の記名国債が支給されます。(支給要件あり)

請求手続きは福祉保健課で行ってください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

東京都福祉保健局生活福祉部計画課

☎03(5320)

4077

高次脳機能障害 相談窓口のご案内

高次脳機能障害は、事故や病気をきっかけに起こる脳の障害です。新しいことが覚えにくい、感情のコントロールが難しい、同じミスを繰り返す、家事や仕事を上手に進めることができないといった症状が現れます。これらは、病状が落ち着き家庭に戻ってから表面化します。「もしかしたら高次脳機能障害では？」と不安を感じる本人や家族がより相談をしやすくするために相談日を設けています。

相談は電話・面接・家庭訪問にてお受けします。時間に余裕をもって相談に対応するため、来所の際には事前に連絡をお願いいたします。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

地域包括支援センター

～高齢者の総合相談窓口～

高齢者や家族のみなさんが、住み慣れた町で安心して暮らしていけるよう、支援をしています。相談は無料、プライバシーは厳守されますのでお気軽にご相談ください。

こんなときにはご相談ください

- 介護保険のサービスを利用したい
- 家族の介護で悩んでいる
- 近所に心配な高齢者がいる
- 最近足腰が弱ってきた
- 最近ものの忘れが心配になってきた
- 家ででの生活を続けられるか不安だ…
- お金の管理や契約に自信がない…
- 地域でお茶飲み会や体操教室をやりたい など

0428-83-8555 (直通)

【受付】月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

【場所】保健福祉センター内（奥多摩病院隣り）

※ご都合に合わせて、電話、来所、訪問による相談をお受けします。